

京都市消防局告示第19号

京都市火災予防条例第3条第3項第3号、第12条第1項第11号及び第19条第1項第13号の規定に基づく必要な知識及び技能を有する者の指定（平成4年8月6日京都市消防局告示第3号）の一部を次のように改めます。

令和8年3月31日

京都市消防局長 名畑 徹

前文中「第8条の2第3項」を「第8条の2第2項、第8条の3第3項」に、「平成24年12月1日」を「令和8年3月31日」に改める。

1中「第8条の2第3項」を「第8条の2第2項、第8条の3第3項」に、「財団法人日本石油燃焼機器保守協会」を「一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会」に改める。

2中「公益社団法人全日本ネオン協会」を「公益社団法人日本サイン協会」に改める。

(消防局予防部指導課)